

公立大学法人名桜大学と株式会社ジャパンエンターテイメント との産学連携に関する包括協定書

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンエンターテイメント（以下「乙」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙それぞれが有する教育・実践・調査研究における人的・物的資源を有効に活用した連携により、観光事業領域でのキャリア形成を志向する人材を対象に、やんばる、沖縄、そして日本の観光産業の発展に寄与する高度な観光人材を育成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について本業務に支障のない範囲で連携して、取り組むものとする。

- （1）地域社会や観光産業の振興に資する知識を習得する教育の場に関すること
- （2）現場を通じて学びを経験に変える実践の場に関すること
- （3）地域経済に還元しうる付加価値創造の先進事例や構造を探求する調査研究の場に関すること
- （4）その他、本協定の趣旨・目的達成のために必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する連携事項の取り組み等により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方より書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(窓口の設置)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2023年2月20日

甲 沖縄県名護市字為又1220番地の1

公立大学法人名桜大学

学長

砂川昌範

乙 沖縄県名護市大中1丁目19番24号

株式会社ジャパンエンターテイメント

代表取締役

加藤健史